

駐車場法施行令に定められている構造基準

項目(根拠法令)	技術的基準	
出入口 (施行令第7条)	1 以下に掲げる道路又はその部分に出入口を設けてはならない。 (1) 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂、又はトンネル(トンネルは国土交通大臣認めた場合は可能(令7条2項)) (2) 交差点の側端又は道路のまがりかどから5m以内の部分(国土交通大臣が認めた場合は可能(令7条2項)) (3) 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5m以内の部分 (4) 安全地帯の左側部分及び当該部分の前後側端からそれぞれ前後に10m以内の部分 (5) 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10m以内の部分 (6) 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分 (7) 横断歩道橋(地下横断歩道も含む)の昇降口から5m以内の道路の部分 (8) 小学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園、又は児童館の出入口から20m以内の道路の部分 (9) 橋(国土交通大臣が認めた場合は可能(令7条2項)) (10) 幅員が6m未満の道路、又は縦断勾配が10%を超える道路	
	2 前面道路が2以上ある場合、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に出入口を設けなければならない。ただし、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるとき、その他特別な理由があるときは、この限りではない。	
	3 (駐車マスの面積が6,000㎡以上である場合)出口と入口を分離し、かつ間隔を10m以上としなければならない。ただし、前面道路に中央分離帯等がある場合は、この限りではない。	
	4 自動車の回転を容易にするため必要があるときは、出入口にすみ切りをしなければならない。(切取長さは1.5m以上)	
	5 出口付近の構造は2m後退した車路の中心線上1.4mの高さにおいて、左右それぞれ60度以上の範囲内が確認できるようにしなければならない。また自動二輪専用の場合は、1.3m後退した車路の中心線上1.4mの高さにおいて、左右それぞれ60度以上の範囲内が確認できるようにしなければならない。	
	車路 (施行令第8条)	1 自動車が円滑かつ安全に走行できる車路を設けなければならない。
		2 自動車の車路の幅員は、下記に定める幅員とすること。 (1) 一方通行の自動車の車路のうち、当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行のように供しない部分においては、2.75m以上であること。(自動二輪車専用駐車場の場合は1.75m以上) (2) 一方通行の自動車の車路又はその部分においては、3.5m以上とすること。(自動二輪車専用駐車場の場合は2.25m以上) (3) その他の自動車の車路又はその部分においては、5.5m以上とすること。(自動二輪車専用駐車場の場合は3.5m以上)
		3 自動車の車路にあっては、下記に適合する構造であること。 (1) はり下の高さは2.3m以上であること。 (2) 屈曲部は内のり半径を5.0m以上にすること(自動二輪車専用駐車場の屈曲部の場合は3.0m以上) (3) 傾斜部縦断勾配は17%を超えないこと。 (4) 斜面部の路面は、粗面とし滑りにくい材料で仕上げること。
		車室の高さ (施行令第9条)
	避難階段 (施行令第10条)	直接地上へ通ずる出入口のない階には、建築基準法施行令第123条第1項もしくは第2項に規定する避難階段またはこれに代わる設備を設けなければならない。
防火区画 (施行令第11条)	給油所その他火災の危険がある施設を附置する場合は、当該施設と路外駐車場とを耐火構造の壁または特定防火設備によって区画しなければならない。	
換気装置 (施行令第12条)	内部の空気を床面積1㎡につき毎時14㎡以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない。ただし、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の10分の1以上であるものについては、この限りでない。	
照明装置 (施行令第13条)	車路の路面は10ルクス以上、駐車部分の床面は2ルクス以上の照度を保つのに必要な照明装置を設けなければならない。	
警報装置 (施行令第14条)	自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設けなければならない。	
特殊の装置 (施行令第15条)	機械式駐車装置を用いる場合、国土交通大臣その装置が技術的基準(施行令第7条～14条)に規定する構造又は設備と同等以上の効力があると認めら場合においては、これらの基準を適用しない。	